

# 福岡県公報

平成20年7月28日  
第2853号

## 目次

### 告示(第1257号 - 第1263号)

特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	..... 1
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	..... 2
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	..... 3
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	..... 4
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	..... 6
指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	..... 6
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	..... 6
<b>公 告</b>		
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	..... 6
<b>監査委員</b>		
監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	..... 7
<b>公安委員会</b>		
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....10
<b>雑 報</b>		
平成19年度福岡県市町村職員共済組合の決算の報告	(市町村支援課)	.....10

## 告 示

福岡県告示第1257号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成20年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり(イに掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	20年9月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	小竹町総合福祉センター	小竹町
	20年9月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	宮若市中央公民館 若宮分館	宮若市
	20年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	マリーホール宮田	
	20年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	20年9月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町中央公民館	鞍手町
	20年9月11日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	20年9月12日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	20年9月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	直方市
	20年9月18日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	20年9月19日	10:00~12:00 13:00~15:00		
20年9月24日	10:00~12:00 13:00~15:00			
20年9月25日	10:00~12:00 13:00~15:00			

	20年9月26日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	20年9月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	中間市中央公民館	中間市
	20年9月30日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	20年10月1日から 20年11月30日まで	左欄の間に行う検査については、鞍手郡内各町、宮若市、直方市及び中間市と協議の上、指示する。		鞍手郡 宮若市 直方市 中間市
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	20年10月1日から 20年11月30日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		鞍手郡 宮若市 直方市 中間市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所を実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	20年10月1日から 20年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		鞍手郡 宮若市 直方市 中間市

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所を実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

非自動はかり、分銅及びおもりの検査	20年10月1日から 20年11月30日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	鞍手郡 宮若市 直方市 中間市
-------------------	---------------------------	---------------------------------------	--------------------------

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所を実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	20年10月1日から 20年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		鞍手郡 宮若市 直方市 中間市

福岡県告示第1258号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成20年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所を実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり（(イ)に掲げるものを除く）、分銅及びおもりの検査	20年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	山川市民センター	
	20年9月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	まいピア高田	

	20年9月11日	10:00~12:00 13:00~15:00		みやま市
	20年9月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	みやま市瀬高 体育センター	
	20年9月18日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	20年9月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	大川市役所	大川市
	20年9月25日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	20年9月26日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	20年9月27日から 20年11月26日まで	左欄の間に行う検査については、みやま市及び大川市と協議の上、指示する。		みやま市 大川市
(イ)ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	20年9月27日から 20年11月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 大川市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	20年9月27日から 20年12月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 大川市

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

- (1) 実施機関  
福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	20年9月27日から 20年11月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 大川市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	20年9月27日から 20年12月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 大川市

福岡県告示第1259号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成20年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

- (1) 実施機関  
社団法人福岡県計量協会
- (2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア)非自動はかり(イ)に掲げ	20年10月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市三橋公民館	

るものを除く) )、分銅及びおもりの検査	20年10月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市大和公民館	柳川市	
	20年10月3日	10:00~12:00 13:00~15:00			
	20年10月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市城内公民館		
	20年10月8日	10:00~12:00 13:00~15:00			
	20年10月9日	10:00~12:00 13:00~15:00			
	20年10月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館		大牟田市
	20年10月15日	10:00~12:00 13:00~15:00			
	20年10月16日	10:00~12:00 13:00~15:00			
	20年10月17日	10:00~12:00 13:00~15:00			
	20年10月18日から 20年12月17日まで	左欄の間に行う検査については、柳川市及び大牟田市と協議の上、指示する。			
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	20年10月18日から 20年12月17日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	柳川市 大牟田市		

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	20年10月18日から 20年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	柳川市 大牟田市
--------------------------------------	----------------------------	---------------------------------------	-------------

## 2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

### (1) 実施機関

福岡県計量検定所

### (2) 検査日時及び会場

#### ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	20年10月18日から 20年12月17日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	柳川市 大牟田市	

#### イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	20年10月18日から 20年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	柳川市 大牟田市	

福岡県告示第1260号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成20年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

## (1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

## (2) 検査日時及び会場

## ア 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり(イ)に掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	20年10月6日	10:30~12:00 13:00~15:00	宗像市大島行政センター	宗像市
	20年10月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	アクシス玄海	
	20年10月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市中央公民館	
	20年10月9日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	20年10月10日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	20年10月14日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	20年10月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	あんずの里	福津市
	20年10月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市文化会館	
	20年10月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所福間庁舎	
	20年10月22日	10:00~12:00 13:00~15:00		
20年10月23日	10:00~12:00 13:00~15:00			
20年10月24日から 20年12月23日まで	左欄の間に行う検査については、宗像市及び福津市と協議の上、指示する。		宗像市 福津市	

(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	20年10月24日から 20年12月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	宗像市 福津市
--	----------------------------	---------------------------------------	------------

## イ 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	20年10月24日から 20年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宗像市 福津市

## 2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

## (1) 実施機関

福岡県計量検定所

## (2) 検査日時及び会場

## ア 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	20年10月24日から 20年12月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宗像市 福津市

## イ 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域

特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	20年10月24日から20年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	宗 像 市 福 津 市
--------------------------------------	------------------------	---------------------------------------	----------------

福岡県告示第1261号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成20年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 川口加入区

福岡県告示第1262号

次の加入区において平成16年7月福岡県告示第1329号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成20年7月28日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成20年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 川口加入区

福岡県告示第1263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
穂波土地改良区	平成20年7月16日

公 告

公告

建築業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成20年7月15日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 渡辺建設	築上郡築上町大字上深野703	渡邊 澄子	平成19年3月22日 福岡県知事許可（般-18） 第44423号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

## (2) 停止期間

平成20年7月29日から平成20年8月12日までの15日間

## 4 処分の原因となった事実

有限会社渡辺建設は、福岡県行橋農林事務所発注の「ほ場整備（6工区）工事」において、下請業者に工事を一括して請け負わせた。

このことは、建設業法第22条第1項に違反して、同法第28条第1項第4号に該当する。

監査委員
------

## 監査公表第4号

旧保健福祉部出先機関の筑紫保健福祉環境事務所等25か所について実施した定期監査結果の報告（平成20年2月12日19監一第680号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年7月28日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	野田 栄市

20 福総第516号  
平成20年6月10日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿  
同 進 谷 庸助 殿  
同 伊 藤 龍峰 殿  
同 森 田 俊介 殿

福岡県知事 麻生 渡  
(福祉労働部福祉総務課)

監査結果に係る措置について（通知）

平成20年2月12日19監一第680号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
嘉穂保健福祉環境事務所	<p>収入において、生活保護費返還金で、収入未済額が前年度に比べて18,509,290円増加している。</p> <p>支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、130,923円（3件）が支給不足となっている。</p>	<p>文書の送付や電話等による指導を行うとともに、債権回収員による訪問、関係市との連携等による返還指導等を行い債権の回収に努めてまいります。</p> <p>支給不足については所要の措置を講じております。</p> <p>今後、チェック表による確認作業等を行うなど、より一層のチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
筑紫保健福祉環境事務所	<p>支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、66,670円（5件）が支給過不足となっている。</p>	<p>支給過不足については所要の措置を講じております。</p> <p>今後は誤認定防止のため、収入認定確認表の改善を行う等、より一層のチェック体制の強化を図り、再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
粕屋保健福祉環境事務所	<p>支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、342,111円（14件）が支給過不足となっている。</p>	<p>支給過不足については所要の措置を講じております。</p> <p>今後、マスター入力の突合及び複数職員による照合・読み合わせを徹底する等、より一層のチェック体制の強化を行い、再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
田川保健福祉環境事務所	<p>支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、123,852円（7件）が支給過不足となっている。</p>	<p>支給過不足については所要の措置を講じております。</p> <p>今後は、保護変更等決裁時のチェック体制の強化はもとより、保護台帳の自主的</p>



		部点検の改善を図り適正な執行に努めます。
八女保健福祉環境事務所	支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、30,131円（13件）が支給過不足となっている。	支給過不足については所要の措置を講じております。 今後、認定額や認定対象費用の十分な確認及び複数職員によるマスター出力帳票の額の照合・読み合わせ等、内容の精査・確認を徹底し適正な算定支給に努めます。

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第250号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年7月28日

福岡県公安委員会

### 1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成20年8月18日（月） 13：30～16：30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成20年8月20日（水） 13：30～16：30	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署
平成20年8月22日（金） 13：30～16：30	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
平成20年8月22日（金） 13：30～16：30	北九州市若松区大字藤木267番地13 若松警察署 会議室	若松警察署

### 2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 雑 報

福岡県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定に基づき、平成19年度決算の要旨を公告する。

平成20年7月28日

福岡県市町村職員共済組合  
理事長 山本文男

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金 管理	業務	保健	貯金	貸付	物資	財形
収入									
負担金	6,852,315	20,157,549		194,577	422,215				
掛	6,169,561	11,658,649			245,266				
組合員貸付金利息							455,099		
受託商品手数料								8,570	
補助金・交付金	1,432,306			110,193	11,803		27,632		
利息及び配当金等	3,049		441,227	3,207	14,175	1,389,255			1
その他の収入	18,385							6,001	
他経理から繰入金				36,040					
前年度支払準備金	1,166,558								
前年度繰越長期給付積立金									
計	15,642,174	31,816,198	441,227	344,017	693,459	1,389,255	482,731	14,571	1
支出									
給付金	7,570,382								
役員給与				144,719	34,402	19,549	13,946	1,589	
旅費・事務費				21,638	7,195	6,345	3,687	767	
支払利息			441,227			1,142,679	373,754	1,221	
老人・退職者拠出金、介護納付金	6,143,092								
連合会払込金	217,005						54,923		
連合会拠出金	597,426								
連合会分担金					250				45
負担金払込金・掛金払込金	31,816,198								
事務費負担金払込金				86,532					
基礎年金拠出金負担金									
厚生費(保健事業)					611,942				
その他の支出	604,004			63,039	17,404	19,325	32,222	10,249	
他経理へ繰入金	36,040								
次年度支払準備金	1,190,125								
次年度繰越長期給付積立金									
計	16,358,074	31,816,198	441,227	315,928	671,193	1,187,898	478,532	13,826	45
差引当期利益又は当期損失金(△)	△715,900	0	0	28,089	22,266	201,357	4,199	745	△44

## 貸借対照表の要旨

資産									
流動資産	1,640,333	983,269	9,852,070	666,447	2,465,666	11,382,611	483,802	286,199	512
固定資産			18,495,636	16,114	10,190	63,120,529	18,297,699	221	
繰越資産									
資産合計	1,640,333	983,269	28,347,706	682,561	2,475,856	74,503,140	18,781,501	286,420	512
負債									
流動負債	589,489	983,269		2,088	17,946	70,166,622	71	2,956	
固定負債	1,190,125		28,347,706	411,681	91,082	57,646	17,610,481	176,341	
負債合計	1,779,614	983,269	28,347,706	413,769	109,028	70,224,268	17,610,552	179,297	0
資本剰余金									
長期給付積立金									
利益剰余金(次損金)	△139,281			268,792	2,366,828	4,278,872	1,170,949	107,123	512
資本合計	△139,281	0	0	268,792	2,366,828	4,278,872	1,170,949	107,123	512
負債・資本合計	1,640,333	983,269	28,347,706	682,561	2,475,856	74,503,140	18,781,501	286,420	512

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チェンソー株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています